

建設業許可変更届関係書面の記載例

(近畿地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課
(令和6年3月)

建設業許可変更届関係書面の記載例（法定書類等）

記載例 目次

様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	1
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面）	3
様式第二十二号の二	記載要領	6
様式第二十二号の三	届出書	7
様式第二十二号の四	廃業届	8
別紙8	変更届出書	9
変更届出書（別紙8）の訂正届		10

記載例に関するお問い合わせ先

〒540-8586

大阪府大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

TEL : 06-6942-1141

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

<変更届等の提出について>

1. 届出の方法(提出部数と提出先)

- 「変更届出書」等の提出は、近畿地方整備局に郵送又は直接提出願います。
- 届出書類の提出部数は、正本1部と副本1部(※)を提出して下さい。
※副本は届出書の1枚目のコピーのみ提出して下さい(変更届出:様式第22号の2)
- 提出書類は紐綴じにし、書類がバラバラにならないようにして下さい。

提出方法①(郵送の場合)

・書類を下の各宛先まで郵送してください。その際は、下記URLから専用の宛先用紙をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ封筒に貼り付けて送付してください。(郵送代金に不足のないようにお願いします。)

<宛先> 〒540-8615

大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F

近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係宛て

<URL> https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/kensetsu.html

【送付方法について】

- ・重要な書類については、書留など記録の残る配達方法により送付してください。
- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。

【受付について】

- ・書類の受付日は発送日ではなく、近畿地方整備局の受付日となりますので、余裕を持って発送してください。
- ・受付印は、副本(申請書1枚目のコピーのみ)に押し返送します。返送用の封筒(切手貼付・返送先記載のもの)を同封ください。(返信用封筒が同封されず、提出のみいただいた副本は、一定期間(3ヶ月程度)経過後、処分します。)

提出方法②(持参の場合)

・書類を下の場所まで持参してください。

<持参先>

大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F 近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課

<受付時間>

午前9時30分～午後4時30分

※「平日の正午から午後1:00まで」及び「行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日」は除きます。

【受付について】

- ・事前の予約はできません。
- ・窓口で本人確認を行いますので、従業員の方は社員証等、行政書士の方は行政書士証等の提示をお願いします。
- ・副本に受付印を押し、お返しします。
- ・受付時間中は随時、提出書類の形式チェックをさせていただきます。専用受付窓口はありませんので、混雑する際には、お待ちいただくことがあります。時間に余裕をもってお越しください。

※郵送による申請にご協力をお願いします。

【その他】

- ・審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。
- ・大阪合同庁舎第1号館はセキュリティゲートを設置しています。1階受付において来庁者受付票に必要事項をご記入いただくとともに、身分証をご呈示いただき、「一時通行証」をお受取りのうえ入館してください。
- ・駐車場は数に限りがありますので、なるべく公共交通機関でのご来庁をお願いします。

※ 届出書の提出期限を過ぎてから届出することのないよう十分ご注意ください。

※ 届出後に要件不足が発覚した場合等、誤った届出をしたことが判明したときは、速やかに近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係までご連絡下さい。

変更届出書

(第一面)

該当するもの全ての事項に○を付す。

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
- (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があった

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載する。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
 ・変更届出書の作成等を代理人を通じて行う場合は、届出者に加え、その者の氏名も記載します。
 (その場合は作成に係る委任状の写しの添付が必要)

令和 年 月 日
 (登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
 (事実上) 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
 株式会社 近畿建設
 代表取締役 近畿 太郎

近畿 地方整備局
 北海道開発局長
 一知事 殿

届出者

許可番号 3500 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 02 第 023456 号 令和 02 年 05 月 20 日 許可年月日

法人番号 361230004567890

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備
No.10 商号の変更	株式会社 近畿組	株式会社 近畿建設	03.8.1	
No.11 資本金の変更	20,000千円	40,000千円	03.8.1	
No.12 申請者となる代表者の変更	近畿 一郎	近畿 太郎	03.8.1	
No.20 主たる営業所の所在地変更	大阪府大阪市中央区大手前2-1-3	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	03.8.1	「本店」「本社」など
No.13 役員等の就任	—	近畿 次郎	03.8.1	取締役就任
役員等の就任	取締役 近畿 太郎	代表取締役 近畿 太郎	03.8.1	代表取締役就任
No.14 役員等の退任	近畿 一郎	—	03.8.1	取締役退任
No.1・2 経営業務管理責任者の変更	近畿 二郎	近畿 三郎	03.8.1	
No.9 令3条使用人の変更	近畿 四郎	近畿 五郎	03.9.1	兵庫営業
No.19 従たる営業所の名称の変更	福井営業所	福井支店	03.9.1	
No.20 従たる営業所の所在地変更	兵庫県神戸市中央区1-2-3	兵庫県神戸市中央区波止場町3-1-1	03.9.1	兵庫営業所

赤字内の項目は、本様式下部の項番37~44に変更後の内容を記入する。

役員等の就任の日は登記事項証明書(商業登記簿)に記載されている就任日を記載する。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 キンキケンセツ

法人の種類は略字で記入
 株式会社 → (株)
 特別有限会社 → (有)
 合資会社 → (資)
 合名会社 → (名)

商号又は名称 38 (株) 近畿建設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 キンキ タロウ

代表者又は個人の氏名 40 近畿 太郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 27128 都道府県名 大阪府 市区町村名 大阪市中央区

郵便番号 43 540-8586 電話番号 06-6942-1141

資本金額又は出資総額 44 40000 (千円) 届出時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て)

連絡先 所属等 総務課 氏名 近畿 一郎 電話番号 06-942-1142

ファックス番号 06-942-1234

濁点、半濁点を有する文字は一字として記入します。
 例: ダ ビ

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

※ 変更のあった部分のみ記入。(項番37~44)

本届出内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する。

開覽に供される書類のため、個人携帯等記載しないようご注意ください。

変更届出書 (第一面)

該当するもの全ての事項に○を付す。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
について変更があつた。

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載する。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
・変更届出書の作成等を代理人を通じて行う場合は、届出者に加え、その者の氏名も記載します。
(その場合は作成に係る委任状の写しの添付が必要)

近畿 地方整備局
北海道開発局長
一知事 殿

令和 年 月 日
(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前1-5-4 4
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

届出者

知事 許可 番号 3500 国土交通大臣 許可 (一般) 第023456号 令和02年05月20日

法人番号 361230004567890

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

手引き
P18に
ある
No.を
表示

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
No.1 5 営業所の新設	—	京都営業所	03.9.1	京都営業所
令3条使用人の追加	—	近畿 花子	03.9.1	
専任技術者の追加	—	近畿 月子	03.9.1	
No.1 6 営業所の廃止	奈良営業所	—	03.9.1	奈良営業所
令3条使用人の削除	近畿 雪子	—	03.9.1	
専任技術者の削除	近畿 星子	—	03.9.1	
No.1 7 営業所の業種の追加	土	土、建、内	03.9.1	滋賀営業所
No.1 8 営業所の業種の廃止	土、建、管、内	土	03.9.1	和歌山営業所
No.2 2 一部業種の廃止	管	—	03.9.1	
No.6 専任技術者の変更	山野 太郎 (土)	河野 三郎 (土、建、内)	03.9.1	滋賀営業所
専任技術者の変更	河野 次郎 (土、建、内)	山野 太郎 (土)	03.9.1	和歌山営業所
No.7 専任技術者の削除	海野 四郎 (管)	—	03.9.1	和歌山営業所

営業所の新設・廃止の場合は、令3条使用人及び専任技術者を必ず記載すること。必ず第二面を添付すること。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 3 5 10 15 20

商号又は名称 3 8 15 20 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 15 20

代表者又は個人の氏名 4 0

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 3 5 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地 4 2 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 4 3 3 5 6 電話番号 10 15 20

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

連絡先 所属等 総務課 氏名 近畿 一郎 電話番号 06-942-1142
ファックス番号 06-942-1234

(第二面)

区分 ¹ ² ³ (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 知事 コード

許可番号 ¹ ² ³ ⁴ 国土交通大臣 知事 許可 (一般 ¹ ²) 第 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ 号 令和 ¹¹ ¹² 年 ¹³ ¹⁴ 月 ¹⁵ ¹⁶ 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営業しようとする建設業 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

区分3・4では項番83記入不要

(従たる営業所)

フリガナ キョウトエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 ⁴ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²³ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

従たる営業所の所在地 ⁵ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ 都道府県名 京都府 市区町村名 京都市下京区

従たる営業所の所在地 ⁶ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰

郵便番号 ⁷ ³ ⁵ ⁶ - ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ 電話番号 ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ - ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵

営業しようとする建設業 ⁸ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

新設する営業所に関する事項を全て記入する。

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ フクイシテン

従たる営業所の名称 ⁴ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²³ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

従たる営業所の所在地 ⁵ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ 都道府県名 福井県 市区町村名 福井市

従たる営業所の所在地 ⁶ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ - ²⁰ ²⁵ - ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

郵便番号 ⁷ ³ ⁵ ⁶ - ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ 電話番号 ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ - ²⁵ ³⁰ - ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

営業しようとする建設業 ⁸ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

営業所名の変更の場合は全て記入する。

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称 ⁴ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²³ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

従たる営業所の所在地 ⁵ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 ⁶ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²³ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

郵便番号 ⁷ ³ ⁵ - ⁶ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ 電話番号 ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

営業しようとする建設業 ⁸ ³ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁰

(1. 一般)
(2. 特定)

(第二面)

区分 項番 3
 8 1 4 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 知事 コード

許可番号 項番 3
 8 2 0 0 国土交通大臣 知事 許可(一般) 02 第 0 2 3 4 5 6 号 令和 0 2 年 0 5 月 2 0 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
 (主たる営業所)

営業しようとする建設業 項番 3
 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

区分3・4では
 項番83記入
 不要

(従たる営業所)

フリガナ ナラエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 項番 3 5 10 15 20
 8 4 奈 良 営 業 所 廃止する営業所の名称のみ記入する。

従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20
 8 6

郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20
 8 7

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

(従たる営業所)

フリガナ フクイエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 項番 3 5 10 15 20
 8 4 福 井 営 業 所 営業所名が変更になる場合は、旧営業所名を区分【4】で削除し、新営業所名を区分【3】で追加する手順になります。

従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20
 8 6

郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20
 8 7

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称 項番 3 5 10 15 20
 8 4

従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20
 8 6

郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20
 8 7

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

(第二面)

区分 項番 3
 8 1 2 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 知事 コード

許可番号 項番 3
 8 2 0 0 国土交通大臣 許可 (一般 0 2) 第 0 2 3 4 5 6 号 令和 0 2 年 0 5 月 2 0 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
 (主たる営業所)

営業しようとする建設業 項番 3
 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ ヒョウゴエイギョウシヨ
 8 4 兵 庫 営 業 所

営業所の所在地のみを変更する場合 (変更する事項のみを記載すること。)

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 2 8 1 1 0 都道府県名 兵庫県 市区町村名 神戸市中央区

従たる営業所の所在地 8 6 波 止 場 町 3 - 1 1

郵便番号 8 7 6 5 0 - 0 0 4 2 電話番号 0 7 8 - 2 8 0 - 2 8 0 0

営業しようとする建設業 項番 3
 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ ワカヤマエイギョウシヨ
 8 4 和 歌 山 営 業 所

営業しようとする建設業の一部廃止する場合 (建、管、内 工事業の廃止事例) (管工事業の廃止にともない、22号の4廃業届が必要になります)

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 項番 3
 8 8 2 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 2 1 1 1

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ シガエイギョウシヨ
 8 4 滋 賀 営 業 所

営業しようとする建設業の業種を追加する場合 (土、電、管工事業の追加事例)

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 項番 3
 8 8 2 1 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 2 1 1 1

様式第二十二号の二

記載要領

- (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 「地方整備局長」「北海道開発局長」「国土交通大臣」「知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 3□5「許可番号」の欄の「大臣」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば□0□0□1□2□3□4又は□0□1月□0□1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 3□6「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 3□7「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 3□8「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
例 □(株)□A□建設□(有)□

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 3□9「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はクのように1文字として扱うこと。
- 4□0「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 4□1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び□8□5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 4□2「主たる営業所の所在地」及び□8□6「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関□2□1□1□3□のように記入すること。
- 4□3及び□8□7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば□3□1□5□1□2□5□3□8□1□1□1□のように左詰めで記入すること。
- 4□4「資本金額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 8□1「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合
なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、□8□4「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

変 更 届 出 書

令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特－１）第012345号

法人番号 1230004567890

届出者 (登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前1-5-4 4
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

近畿地方整備局長 殿

事業年度(第 64 期 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31日まで)が
終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出

該当する提出書面の番号を○で囲む。

記

※下記提出書面のうち、(9) 使用人数、(10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表、(11) 定款、(12) 健康保険等の加入状況については、変更があった場合のみ添付のうえ提出すること。

(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等
変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書
(8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の
一覧表 (11) 定款 (12) 健康保険等の加入状況

記載要領

(1)から(12)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

変更届出書(別紙8)の訂正について

令和 5 年 4 月 1 日

近畿地方整備局長 殿

訂正についての届出をする日を記載する。

(許可年月日) 令和 2 年 5 月 1 日
(許可番号)

国土交通大臣許可 (般・特 1) 第 012345 号

届出者

所在地 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

商号又は名称 株式会社 近畿建設

代表者氏名 代表取締役 近畿 太郎

担当者・届出代理人氏名: 総務課 近畿 一郎

電話: 06-6942-●●●●

事業年度(第 66 期 令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで)
の変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

※工事経歴書を訂正する場合は、訂正する「建設工事の種類」を記載する。

訂正する書類	訂正の内容
(1)工事経歴書(土木一式工事)	工事名の訂正、合計件数の訂正
(1)工事経歴書(電気工事)	2ページ目の小計(請負代金の額)の訂正
(2)直前3年の各事業年度における工事施工金額	建築一式工事及び内装仕上工事の工事施工金額合計の訂正
(3)貸借対照表	流動資産合計、流動負債合計の金額の訂正
(3)損益計算書	完成工事高の金額の訂正

※訂正に係る各様式(各書類)については、訂正前の文字・数値を赤の二重線で消し、訂正後の文字・数値を赤文字で明記の上、添付すること。

※裏面の【記載上の注意事項】を確認の上、作成してください。

【記載上の注意事項】

※ 1 事業年度ごと(1期ごと)に作成してください。

※ 2 訂正前の文字・数値を赤の二重線で消し、訂正後の文字・数値を赤文字で記入してください。

※ 3 [各書類ごとの注意事項]

(1) 様式第2号「工事経歴書」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、訂正する建設工事の種類工事経歴書一式を添付してください。

(例) 5業種のうち2業種を訂正する場合、訂正する2業種の工事経歴書一式を添付してください。

(2) 様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

(3) 様式第15号「貸借対照表」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

様式第16号「損益計算書」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

(4) 様式第17号「株主資本等変動計算書」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

様式第17号の2「注記表」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

(5)「事業報告書」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

(6) 様式第17号の3「附属明細表」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

(11)「定款」

→ 訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、書類一式を添付してください。

(12) 様式第7号の3「健康保険等の加入状況」

→ 決算日時点で訂正がある場合のみ。

なお、営業所の新設等で「保険の加入状況」欄あるいは「事業所整理記号等」欄の記載内容に変更が生じた場合は、変更届出書(様式第22号の2)を提出すること。